

行財政改革推進委員会報告

平成2年3月

臨時行政改革推進審議会・行財政改革推進委員会

第一 基本的考え方

1 臨調，行革審9年の成果とその評価

臨時行政改革推進審議会は，来る4月19日をもって設置期限の到来を迎える。顧みれば，本審議会の設置（昭和62年4月20日）以来3年，遡って臨時行政調査会の発足（昭和56年3月16日）からは9年，この間に政府に提出された答申等は19件に達する。これらの行政改革への提言は，幸いにも国民の広範な支持を受け，政府もこれを最大限に尊重してその実現に努めてきた。その結果，これまでかなりの成果を挙げることができた。

行政改革の具体的な成果の主なものとしては，次のものを挙げることができる。

財政再建の第一段階の達成

国鉄，電電，専売の三公社の民営化

年金，医療保険制度の改革

また，次の分野についても，改革の前進がみられる。

行政組織の再編・整理合理化と公務員の縮減
公的規制の緩和や地方行革の推進

これら以上に重要な成果は，将来にわたって大きな政府を出現させてはならないこと，政府に過度に依存することなく国民の自立互助を基本とすべきであることなどについて，意識の改革が進んだことで

あった。

しかしながら，未達成の課題はなお多い。当面の懸案処理は別として，土地対策，地方分権，規制緩和，省庁再編，行政運営の透明性・公正の確保などは未だ不十分である。しかも，最近，いくつかのケースで問題解決の先送りが行われるなど，改革への熱意を疑わせる動きすらみられる。

その上，内外情勢の変化に伴い，新たな改革課題も次々と生まれてくる。21世紀に向かう新しい日本の建設のために，変化する環境に対応し，初心を忘れることなく決意を新たにすして，行政改革の実現に取り組むべきである。

2 報告の主旨

この報告は，急激に変化しつつある内外環境の下で，行政の目標や在るべき姿を改めて検討し，必要な改革案を提言することを意図している。審議会の任期の終了を控え，行政改革の本格的な実現に向けて，既成の利害を離れ，一時の得失にとらわれず，真に必要と考える改革案を述べようとするものである。

改革達成の目標期間は，21世紀初頭までの10余年（概ね1990年代）とする。ただし，これらの中で土地問題や経済摩擦への対応など急を要するものにつ

いては、可能な限り早期に改革を実現すべきである。

この報告では、主要な改革案についてのみ、それもできるだけ簡潔に、要旨を述べる。これらは、この際、再説又は追加が特に必要と思われた点に限られている。基本的な考え方は臨調以来一貫しており、これまでの累次の答申等に基づき、政府は、今後とも諸改革の実現に向かって邁進すべきである。

3 内外情勢の変化と今後の目標

(1) 内外情勢の変化

ア 1980年代は、情報化を始めとする技術革新の展開の下で、経済のグローバル化と相互依存関係が一段と深化し、多くの国が国民の自由の拡大と生活水準の向上を競い、経済の活性化を図った時期であった。この動きは、先進諸国の政策協調への努力、EC統合への前進、アジア新興工業地域の発展などをもたらしたが、他方、主要国における対外不均衡と保護主義圧力の増大、発展途上国の累積債務など世界の経済秩序を危うくしかねない問題を残した。

イ 80年代末のソ連・東欧の自由化・民主化に向けた革命的な変化により、戦後世界の秩序は大きく変わろうとしている。

世界は、不安定と不確実を伴いながらも平和と自由への可能性を秘めた新たな出発点に立っている。

ウ 過去十数年、我が国は、石油危機を克服し、財政再建に努め、技術革新による産業の発展を実現し、大幅な円高もあって、経済面では、大きな国際的影響力を持つに至っている。

しかし、高い経済力は、土地や金融資産の価値の増大に偏って現れ、国民が生活面で実感できる豊かさには十分に結び付いていない。資産格差の拡大や土地・住宅問題の広がり、社会の安定と活力の維持にとっても大きな問題を投げかけている。さらに、この10年間の急速な国際化の進展の中で、我が国を巡る経済摩擦は厳しさを加え、内外価格差問題を始めとして、内外からの批判は我が国社会の在り方にまで及ぶ深刻なものとなってきている。

このような状況の中で、国内では一部に既得権益が固定化し、利害調整が困難になるなど内

外の要請に応えた柔軟な対応と改革への取組は決して十分なものではない。このままでは、日本は、変化する世界の情勢に有効に対処できず、経済発展の行き詰まりと国際社会での孤立化を招きかねない。

エ やがて我が国は本格的な高齢化社会の到来を迎える。社会の活力を維持しつつ、内外情勢の変化に対応し得る社会経済の基盤を作り上げていくため、今こそ自己革新に向けて本格的に取り組むべきである。

(2) 我が国が目指すべき目標

ア このような情勢変化は、予想を超える速度で進んだ。それだけに、行政改革の重要性は一層増した。

21世紀に向けて取り組むべき中心課題は、既に臨調答申に掲げられているように、第一に、4人に1人が65歳以上という本格的な高齢化社会となる21世紀にあっても、活力があり、公正で住み良い福祉社会を築くことである。公的部門の肥大化を避け、高福祉高負担型の福祉国家ではなく、国民の自立互助、民間活力を基調にした新たな社会のシステムをつくり上げていかなければならない。同時に、物質的な豊かさとの心の豊かさをともに兼ね備え、かつ、人々の自由な選択の機会の拡大と個性の発揮を可能にする社会を創造していくべきである。

イ 第二に、世界に日本がよく融合し、世界の平和と発展に貢献することである。市場開放を徹底し、制度・慣行を国際的に受け入れられるものに改革し、新たな世界秩序の形成や経済開発、地球環境の保全、基礎的・先端的技術の開発・移転等の面では積極的に寄与しなくてはならない。世界の発展と安定なくして日本の繁栄はなく、内外無差別の公正な社会でなければ世界に受け入れられない。さらに、自らその豊かな文化を育みつつ、世界の文化の相互理解の促進と発展に貢献し得る風格ある国であってこそ、国際社会で信頼される地位を保つことができる。

ウ 二のような課題に取り組むことは、明治以来120年、戦後40有余年にわたり、先進国へ追いつき追い越すことに努力を集中する過程でつくられてきた産業の保護や公的規制に傾斜しがちで

あった制度・政策の体系を改革し、消費者の多様な選択を尊重する社会の仕組みをつくり上げていくことにも通ずる。そして、この課題達成の基礎は、市民社会の一員としての個人の自立意識と、国際社会の一員としての日本の立場の自覚を確立することにある。

4 行政の課題

上記の目標に照らし、次の6項目を、21世紀袖頭までに実現を目指す行政の重点課題とする。

世界に開かれた日本

市場開放を徹底し、社会経済の制度・慣行を国際的に調和のとれたものとする。貿易・投資摩擦を解決し、進んで世界の自由貿易体制の維持と発展に努める。国際的な文化交流、人的交流を推進する。

世界への積極的な貢献

新たな世界秩序の形成と世界の平和と発展のため、我が国にふさわしい役割を果たす。開発途上国の経済開発、地球環境の保全等の地球的規模の課題解決に積極的に貢献する。

土地・住宅問題の解決と国民生活の質的向上
土地・住宅問題を解決し、快適な生活環境を整備する。内外価格差を縮小する。ゆとりのある国民生活を実現する。

スリムな政府と民間活力

高福祉高負担型ではなく、公私の分担・協力を基礎とした活力ある福祉社会を日指す。そのため、高齢化のピーク時でも国民負担率が50%を下回る簡素で効率的な政府とする。公的規制を削減し、政府事業の改革を進め、民間部門の活力を大幅にいかした社会にする。

地方分権の推進

地方分権を進め、多様で自立的な地域社会を築き上げる。住民に身近な行政はできるだけ地方自治体に委ねるとともに、広域的な行政体制を実現する。多極分散型の国土形成を進める。

効率的で公正・透明な行政運営

内外の諸情勢の変化に即応できる柔軟で効率的な行政組織を目指す。縦割行政の弊害を除去し、省庁組織の再編・統合を進める。公正で透明性の高い行政運営を行う。

第二 行政改革の主要課題と改革の基本的方向

1 国民負担の増大抑制と財政の運営方針

(1) 国民負担の水準の目標

ア 21世紀初頭、我が国が本格的な高齢化社会になっても、活力ある社会であり続けるためには、行政を極力スリムにし、民間の活力が十分に発揮できる仕組みにしなければならない。

スリムな（簡素で効率的な）政府にするためには、国・地方を通じ、国民の公的負担を適度な水準にとどめ（財政規模が大きくなり）、かつ、民間の活動に対する行政の介入（公的規制）をできるだけ少なくしなければならない。

イ 国民の公的負担について、租税と社会保険料を合わせた国民所得に対する比率（国民負担率）は、社会保障関係経費がかさむ高齢化のピーク

時（2020年頃）においても50%を下回ることを目標とする。

国民負担率は、昭和50年代以降逐年上昇を遂げ、現在既に40%に達している状況から推して、今後、制度の改革がなされなければピーク時には50%をかなり上回ることも懸念される。これを50%未満にとどめるためには、社会保障制度を始めとした制度・施策の改革はもとより、行財政全般にわたり思い切った改革を進めていく必要がある。

この改革努力の下に、高齢化のピーク時に至る途上の21世紀初頭の時点においては、国民負担率は40%台半ばをめどにその上昇を抑制すべきである。

また、このような努力を前提として、将来的には、減税が期待できる。

(2) 財政の運営方針

ア 中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の増大を抑制するため、国の一般会計歳出の伸び率は、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、名目成長率以下とすることを原則とする。

イ 赤字国債への依存から脱却して、臨調以来焦眉の課題であった財政再建の第一段階が達成できた。政府は、今後とも内需中心の経済成長の持続を図りつつ、再び赤字国債に依存することなく、公共的な財・サービスの適切な供給や景気変動への対応といった財政の機能の一層の発揮を目指した運営を行う。

ウ 将来における赤字国債の再発行を予防するためにも、公債依存度の引下げを進めるとともに、好況期に税財源を充当して建設国債発行額を圧縮し、不況期における財政の景気対応力を強化する。

エ 赤字国債の早期償還に努める。歳出の既往繰延べ分及び旧国鉄債務等の処理を進める。

オ 株式等の政府資産の売却等による財源について、国債（特に赤字国債）の償還財源として活用する。

カ 税収の年度所属区分時期は、適当な時期及び適当な方法により旧に復する。

キ 内外経済情勢の変化に対応して歳出の優先順位を常に見直し、弾力的に変更する。特に、従来固定的であった公共事業費の分野別配分を見直し、重点化する。

(地方財政)

ク 地方財政について、国と地方の関係等に関する答申に基づき、その自主性の向上、地方団体間の財政力格差の是正を進めるとともに、地方の財政状況の推移等に応じて、国・地方間の財源調整を行う。

ケ 国と同様、地方財政についても、中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の増大を抑制するため、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、地方財政計画の歳出規模の伸び率は名目成長率以下とすることを原則とする。

2 公的規制の廃止・緩和と民間部門の活用

ア 公的規制の廃止・緩和は、市場原理に基づく自由で公正な競争を促進し、民間の活力を十分に発揮させる上で不可欠の条件である。これはまた、内外価格差の是正にも役立つ。

規制緩和を行政改革の最重要課題の一つとし、公的規制の実質的半減を目指し、国・地方を通じ、その実現に最大限の努力を払うべきである。公的規制の廃止・緩和を進めるに当たっては、個人・企業の自己責任の考え方を確立することが必要である。

イ 経済的規制については、原則自由の方針に基づき、規制の廃止・緩和を行う。社会的規制についても、社会経済情勢の変化、技術革新等に対応し、合理化を進める。その際、制度・運用の透明性の向上、国際的な調和に特に留意する。

これに伴い、公的規制に関する法令の整理を進めるとともに、規制的な性格をもつ行政指導についても必要最小限とする。

ウ このほか、公的規制の緩和等に関する答申及びその後の公的規制の在り方に関する小委員会報告に基づき、公的規制の廃止・緩和及び制度・基準等の国際的調和を推進する。また、公的規制について、定期的な見直しを行う。

なお、事務手続の簡素化や申請者等の負担軽減を進める。

エ 民間部門の主体的能力を積極的に活用する。

都市開発・地域開発等に関し、民間の能力や資金が積極的にいかされるよう、必要な仕組みの整備や関係規制の緩和などを進める。

福祉・教育・文化などの社会的活動や国際協力に対する個人・企業の自発的な参加と貢献を積極的に促進する。このため、税制の活用や教育・雇用などの面での必要な環境整備を行う。

3 地方分権の推進

ア 多様で自立的な地域社会の実現を目指して地方分権を推進する。地域住民の選択と責任の下に地方自治の充実を図り、その上に国・地方の分担と協働の関係をより確かなものとするべきで

ある。

イ 地方への権限委譲等を進めて、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理されるようにする。併せて、都道府県の行財政基盤の強化を図るほか、地方公共団体の連合の形成の促進など広域行政体制を整備する。

ウ 社会経済と国土構造の将来を展望し、都道府県の区域を越える広域社会経済圏に対応し、かつ、広範な行財政権能を備えた広域的な地域行政主体の形成に向けて、基本的な検討を進める。

エ このほか、国と地方の関係等に関する答申に基づき、国と地方の関係等につき総合的な改革を行う。

4 制度・施策の改革

(1) 対外政策

ア 経済のグローバル化の進行は顕著である。交通・情報通信の発達は、経済の分野にとどまらず、国際関係の緊密化と相互依存をますます深めている。しかも、世界秩序の大きな変貌は、新しい可能性をもたらすとともに不安定と不確実を伴う。我が国がこのような大きな変化の時代に生き抜いていくためには、受け身の対応ではなく、国際社会の一員としての積極的な行動が必要である。

イ 我が国は、世界の平和と繁栄のために、広範な分野、即ち、平和のための協力、世界経済の不均衡は正と経済摩擦の解消、科学技術の研究・開発、開発援助協力、国際文化交流の推進、地球環境の保全等の分野において、新しい国際秩序の構築に向け創造的な貢献をしていくべきである。

ウ 特に、世界の平和と安定、経済、文化などの広範な分野にわたる国際協力を一層推進していくため、資金的な面のみならず人的、ソフト面での寄与を高めるとともに、対象を開発途上国に限らない、広く国際社会全体を視野に入れた積極的な貢献を果たす。また、地球環境の保全等の地球的規模の課題の解決のための取組を一層強化する。

ODAに関しては、引き続きその拡充に努め

つつ、実施体制の充実、人材の養成・確保に努力するとともに、援助の一層の効果的、効率的実施を推進する。

こうした国際的な貢献のために、国民の理解を促進するとともに、その広範な参加を容易にするよう、国内の制度の見直しや改革を進め、その条件を整備する。

エ 内政・外政の一体化が進む中、内閣総理大臣及び内閣のリーダーシップの下、政府として対外関係処理機能と総合調整機能の強化を図る。

(2) 社会保障

ア 基礎的ニーズに対する公的保障とこれを超えるニーズについての自由で選択可能なシステムとを組み合わせ、公的保障は真にこれを必要とするものに対して行う。

基礎的ニーズに対する公的保障を超える多様なニーズについては、自由な選択が可能なシステムとするため、民間部門によるサービス提供と個人の自助努力の支援を促進する。

社会保障政策と雇用政策、住宅政策等との有機的連携を強化する。

イ 高齢化に伴う国民の身近な不安は、痴呆、寝たきりなどの状態になることやその時の家族の負担が過重なことにある。この不安を克服するため、福祉関係の人材の確保に努めつつ、施設、在宅サービスの大幅な拡充を進めるとともに、医療の在り方も見直していく必要がある。このような努力により、地域社会の機能を重視しつつ、保健、医療、福祉を通じた総合的なシステムを確立することを、今後の社会保障政策の重点とする。

ウ 公的年金や医療保険が安定的な制度として維持されるためには、給付と負担のバランスがとれ、公平なものとして国民に支持される必要がある。それには、制度が効率的かつ総合的なものであって、国民の負担も適度な水準にとどめられていることが前提になる。

公的年金については、平成7年を目途に制度の一元化を図る。また、今後の高齢化の進展に伴い、現役世代の負担が過大なものとならないよう、高齢者の雇用の機会の確保を図りつつ支給開始年齢を段階的に引き上げるとともに、年

金給付水準については、現役世代の負担と高齢世代への給付の間で妥当なバランスをとる。

国民が信頼をもち、安心して医療を受けられるために、保健・福祉と連携して多様なニーズに応じて適切なサービスを提供し得る医療供給体制を構築する。医療保険制度について、各制度間の給付と負担の公平化を図るとともに、医療費適正化対策の強化や本人等負担の適正化、医療費の支払方式の改善などを進める。これらを通じ、国民医療費の伸びを適切な水準にとどめる。

エ 総人口に占める年少人口の割合が減少しつつある。21世紀を支える次世代の健全な育成に真剣に取り組むべきときが来ている。家庭や子育ての問題を社会全体の問題としてとらえ、女性の社会進出と意識変化などに対応しつつ、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりに、家庭、学校、地域社会、職場等を通じ、公私ともに積極的な努力を払う。

(3) 土地・国土・社会資本

土地・住宅対策

ア 土地の価格を適正な水準で安定させ、普通のサラリーマンが快適な生活拠点をもち得よう、土地・住宅問題を解決することが、当面最大の課題である。

その解決を目指し、土地についての公共の福祉優先などの基本理念の下に、需給両面にわたり総合的な対策を講ずる。

イ 地域における土地利用計画を充実し、大都市等において、用途地域等の指定の見直し、敷地の共同・高度利用に関する施策を進める。その際、土地の有効・高度利用の促進と土地の計画的利用を図るため、私権の制限を含むより強力な制度を整備する。

また、借地・借家法の改正の早期実現を図る。

ウ 土地税制の活用を図る。土地の取得、保有、譲渡等の各段階における適切な税制の在り方について、総合的に見直す。

相続税、固定資産税の土地評価を課税の趣旨に沿って適正化するとともに、保有課税の在り方についても検討し、負担を適正化する。これに伴い、地方税負担が増加する場合には、地方

税体系全体の中で必要な調整を行う。

大都市地域の市街化区域内農地に対する課税の特例措置を是正する。

エ 住宅政策については、これを政府の最重要政策の一つとして位置付け、思い切った施策を展開すべきである。これに際し、土地利用の高度化、都市環境の整備との関連を重視しつつ、供給面の対策に重点を置く。

オ このほか、土地基本法に基づき、地価等土地対策に関する答申の指摘に沿って、総合的な対策を進める。

国土政策

ア 多極分散型の国土の形成を目指す。地域における経済の発展や魅力ある文化の形成などを行うため、産業・行政等の機能の地方分散を進め、交通・通信等社会資本の整備や地方における高等教育機関の個性化、多様化を推進する。

イ 自然環境の保全と歴史的環境の保全・再生に、広範な国民の参加を求めつつ、国・地方公共団体と民間とが積極的に強力する。

国土行政の総合的な展開を図るとともに、農山漁村地域社会の活性化を支援する。

社会資本の整備

ア 国土の均衡ある発展を図るとともに、真に豊かな国民生活の基盤として、安全で質の高い国土環境を作り上げるために、社会資本の整備は重要である。本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って適度な投資水準を確保しながら着実にその充実を図る。

その際、多極分散型の国土形成を目指しつつ、国民生活基盤をより一層充実させるために、引き続き、国民生活の充実に重点を置いた社会資本の整備に努める。

イ 社会資本の整備に当たり、公共投資の重点化・効率化の徹底、地域及び受益者負担の導入・拡大等を進めるとともに、財投資金及び民間活力の活用を推進する。

開発利益の吸収制度の整備、公共用地の取得の円滑化、補償の適正化を図る。

(4) 農・林政

農政

ア 健全な農業と生きいきした農村は、均衡のと

れた社会経済の維持・発展に不可欠である。国際化時代にあって産業として自立し得る農業の確立は、これと一体的な課題である。

イ 経営感覚に優れ、地域において中核的な役割を果たし得る農業者に焦点を合わせて各般の施策を思い切って集中・充実させるとともに、その自主性と能力が最大限に発揮される条件を整備する。

ウ 同時に、構造政策を推進し、規制の緩和等による競争原理の導入を進め、農業の生産性の向上と内外価格差の縮小に努め、国民の納得できる価格水準の実現を図る。

エ これらとともに、生活基盤の着実な整備や就業機会を確保する等農村地域の活性化を支援する。

オ 臨調以来の答申の実現を積極的に推進し、農政の新たな展開を図る。

林政

今後の林政の展開に当たっては、林業の生産性の向上に努めるとともに、緑と水に恵まれた国土を形成するため、森林資源の整備と森林の公益的機能の発揮を進める。林業と山村地域の活性化に向けて、国有林、公有林、民有林を通じた施策体系を確立するとともに、林政と国土・環境政策との連携を強化する。

5 行政組織、現業、特殊法人等の改革

(1) 省庁組織

組織の肥大化を防止しつつ、内外情勢と行政ニーズの変化に対応でき総合的に運営できる行政組織を実現するとともに、縦割行政の弊害を排除する。

内閣の総合調整機能の強化と中央省庁の再編・統合

ア 内外を通ずる重要政策課題に関し、主要閣僚間の会議を活用するとともに、内閣官房や総合調整官庁の機能及び関係省庁間の調整の充実を図る。

イ 社会経済情勢の変化や従来の省庁組織の枠を超えた行政ニーズに対応し、関係する行政の総合的、一体的な実施が必要であり、それに向けた中央省庁の再編・統合を進める。

省庁内部部局の再編

行政ニーズ等の変化に対応し、内部部局の弾力的な再編成を積極的に進めるとともに、内部部局の政策形成機能及び省庁内の調整機能の充実を図る。

政策・制度の改革に対応し、関係組織の改編を進める。

国立大学、試験研究機関、検査検定機関

ア 国立大学については、運営の自主性、自立性を高め、教育研究の活性化・個性化を図るため、制度・運用の弾力化を推進するとともに、法人化など設置形態を含めて大学の組織・運営の在り方を検討する。

イ 研究ニーズや研究分野・内容の変化に対応し、試験研究機関の組織編成、人材配置を見直す。内外を通じた民間・公的研究機関等との研究交流・共同研究を拡充し、関連情報ネットワークを整備する。

ウ 検査検定機関については、検査検定制度における民間能力の活用、自主検査の推進等を図り、これに対応して整理合理化を進めるほか、権威ある第三者検査機構の整備・育成に努める。

審議会

審議会について、現在設置されているものの必要性を見直し、その結果に基づき整理・再編を進めるとともに、機能の活性化を図る。また、現職国会議員を委員として任命する制度は原則として廃止する。

地方支分部局

地方支分部局について、整理合理化を推進するとともに、地方制度の抜本的改革に相応し、その在り方を見直す。

(2) 公務員制度

ア 今後における労働需給や雇用形態・慣行等の変化、社会の高齢化などの公務員人事制度を取り巻く環境の変化に対応して、制度の改革や施策の整備・充実を進める。

職務の高度化、複雑化に対応したふさわしい人材の確保・養成、職員の志気高揚について配慮する。

イ 所属機関の業務、従事する職務の性質・態様等に応じ、採用、処遇等の制度・運用の多様化を進める。

ウ 民間との人事交流の促進，省庁間人事交流の拡大を進めるとともに，退職準備・管理施策の適切な推進とあわせて，退職職員の専門技術的能力を公務に活用していくための方策を充実する。

エ 国家公務員の定員管理について，今後とも総定員法による上限設定，定員の計画的削減等の方式を維持・継続し，総数の膨張を抑制しつつ，その適正配置を進める。

地方公務員についても，国家公務員に準じ，適正な定員管理を行う。

(3) 現業

基本的な考え方として，政府事業について，その事業の目的，性格に照らし，民間により同様に実施することが可能であり，かつ，適切である場・合は，それによることとし，その条件の整備を図る。

郵政事業

ア 三事業の性格に応じ，官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本として，民間事業者とのトータルバランスを図り，経営の合理化・効率化を推進する。

イ 将来の事業の在り方については，金融自由化の実現，民間における事業・サービスの展開その他郵政事業を取り巻く環境の推移を踏まえ，国民の利便・福祉の向上及び国民経済の活力ある発展を図る観点から，その経営形態の在り方を始めとして，総合的に検討する。

国有林野事業

ア 国有林野事業について，経営の改善・合理化，要員縮減の努力を更に進めるとともに，累積債務対策を講じつつ，可及的速やかに収支均衡を回復する。

イ これに併せ，林政の新たな展開に対応し，国有林の役割を適切に果たすことができるよう，事業の民間実行の徹底，組織の簡素合理化など国有林野事業を抜本的に改革する。

ウ このため，林政審議会において，林政の新たな展開と国有林野事業の抜本的改革に向けて本格的検討を行う。

(4) 特殊法人等

ア 特殊法人等については，当該法人の事業の性

格や同一事業分野における民間事業の展開状況等を踏まえ，民間事業として実施可能なものは，民営化することを原則とする。

イ 特殊法人等については，社会経済情勢や行政ニーズの変化に対応して，その事業等の必要性について検討し，その結果に基づき，法人の整理・統合，業務の重点化・効率化を進める。これを推進するため，定期的な見直しを行う。

(5) 財政投融资制度

ア 財政投融资制度については，今後とも，社会経済情勢や国民のニーズの変化に弾力的に対応しつつ，その機能を活用する。

イ 財政投融资の運用に当たっては，情勢やニーズの変化に的確に対応して，対象分野や対象事業について厳しく見直し，統合管理・運用の原則を維持しつつ，資金を重点的，効率的に配分する。この場合において，政策金融は民間金融の補完に徹する。

ウ 財投機関の経営改善，経営合理化の徹底を図る。また，財投機関について，その必要性や効果が乏しくなった業務を整理するなど，情勢やニーズの変化に対応して必要な見直しを行う。

エ 財政投融资の事業内容について，国民への情報開示・提供を充実する。

オ 金融・財政環境の変化などにより従来の原資のみでは財投原資の確保が不十分となる場合に備えて，例えば財投債の発行など新たな補完的な資金調達方法の導入を検討する。

6 行政運営の透明性，公正の確保等

ア 行政手続の内外への透明性の向上，公正の確保等を図るため，処分手続等に関し，法制の統一的な整備に向けて，専門的な調査審議機関を設置して検討するとともに，早期に結論を得て実施に移すものとする。これに際し，行政指導に関する手続的な規制及び事後救済利度についても検討する。

イ また，国民の意見・要望の体系的な収集・分析及びその結果に基づく行政の制度・運用の改善への反映方策の充実とそのための仕組みの整備を図る。

ウ 情報処理・通信技術の進展に対応し、政策の企画立案、調査分析、窓口業務その他各種行政事務への情報処理・通信技術の利用の拡大・高

度化を推進する。その際、個人情報の保護、情報システムの安全確保等を充実する。

おわりに

以上、当委員会は、21世紀においても日本が平和で活力に富み、かつ、国際的にも信頼される国になることを目指して、基本的な改革案を提言した。しかし、その過程で克服しなければならない課題は多い。

その最も緊要な問題は、国内では、大都市における土地・住宅問題などであり、村外的には、通商・投資摩擦の激化である。

特に後者については、今や貿易不均衡を超える極めて深刻な問題となっている。日本へのいらだちや批判は、海外で急速に高まりつつある。このまま推移すれば、日本は近い将来、国際的に孤立しかねないと懸念される。

これら内外にわたる課題を克服するためには、

時的にしる痛みを伴うことを覚悟しなければならない。しかし、これに耐えなければ、解決への道は開けない。しかも、上述した提言は、必要最小限度のものにすぎない。問題の抜本的解決のためには、外圧によるのではなく、国民のイニシアチブによって改革を断行するしかない。

当委員会は、この提言の実施に向けて、強い政治のリーダーシップとセクショナリズムにとらわれない公務員の意識の確立、そして何にもまして改革への国民の理解と支援とを強く訴えたい。

なお、今後における行政改革の推進を図る観点から、本番議会の解散後も、政府は新たな審議機関を設置する必要がある。